

住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート
第4回実施分（令和5年11月28日開催） 自由記載欄
【傍聴者29名】

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 代表機関の関与について、制度上の形式（必要署名数、対象事項該当性など）さえ満たしていれば、原則的に実施すべきという観点に立てば、拒否権は設定すべきではない。そもそも住民投票の請求自体が、現状の長ないしは議会のあり方を問い質し、代表制民主主義を補完することに意義があるから。イニシアティブ的であれ、レファンダム的であれ。
- ・ 事実上の拒否権につながりかねない除外規定（旧4条2項各号）も、基本的に置かない方が良い。市民が求めて一定の署名数が集まった事項は即ち「市政に関する重要事項」と認めることがふさわしいと考える。
- ・ 某委員が、住民投票の「対象事項」の議論で、「議会の意見提出権」と平仄を合わせるとの持論を披露して、ウクライナとロシアの紛争についての意見表明を例に挙げた。会場がざわついたが、10月7日以降イスラエルとハマスの紛争により海外の各都市においても分断が起こり大規模なデモや暴動が起きているが、そのような地域の治安への影響に考えが及ばないのか不見識も甚だしい。憲法93条2項及び公職選挙法にある通り、地方公共団体の議会の議員は、その地方公共団体の住民（＝国民たる住民）が直接これを選挙する。「議会の意見提出権」と平仄を合わせるなら、必然的に「投票資格者」は議員の選挙権者である日本国籍を有する者（国民たる住民）となる。しかし仮に、「投票資格者」に様々な母国の事情を抱えた外国人を入れた場合にはこうした国際紛争の火種を武蔵野市の中に呼び込むことになる。委員方には無責任な思いつきのご意見ではなく、地域の治安への責任意識の感じられるご見識をご披露願いたい。それぞれの母国の抱える事情や宗教が全く異なる外国人を一括りにして投票資格者にしたいようだが、一部特定の国の外国籍者の意見に偏ることは非常に危険だし、別の外国籍の方には不利益となる状況も作り、地域全体に亀裂と分断を生むことになる。市総合政策部と、市ご指名の委員方が投票資格者に外国人を入れることに前のめりになっているように見えるが、多種多様な事情ある母国？地域や宗教を持つ外国人方の住民サービス向上を目的とするなら、住民投票は全くもって不適ではないのか。市役所職員が真面目に、特定国の方だけではなく、幅広く多様な外国人方から分け隔てなく住民サービスの意見聴取をすれば済むこと。一般的な外国人方はわが国の政治的意思決定に参加する為に母国を離れてきたわけではない。有識者ならもう少し論理的に議論してほしい。
- ・ 資料2[投票資格者]のP8, P9の「住民」概念は誤解を生む。地方自治法10条1項の「住民」は、
①憲法10条及び国籍法に基づく日本国民、及び、

②出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格者及び難民、の双方を含む概念。

同法10条2項は、①②ともに住民サービスを享受する権利と納税を含む義務を負う旨を定めたもの。政治的意思決定に参加する権利は、憲法の国民主権原理にある国民固有の権利であり、わが国統治機構の不可欠な要素を成す地方公共団体においても考え方に変わりようはない。

委員のどなたかが述べた納税義務は、政治的意思決定への参加の対価ではなく、あくまで住民サービス享受の対価。海外で他国に居住すれば、住民サービスを享受する対価として納税義務を負うのは当たり前であって、納税すれば政治的な意思決定に参加を得られるわけではない。「投票資格者」に外国人を入れる議論をするなら、事務局は資料に「相互主義の原則」を入れて下さい。

なお、住民基本台帳法はあくまで台帳の法律であって、外国人在留資格者及び難民について同法第4章の3「外国人住民に関する特例」の記載に従い記帳を行うものであってそれ以上でも以下でもない。

地方自治法10条の「住民」概念が、上記①の日本国籍を有する者と、②入管法に基づく在留資格を有する外国人及び難民、が混然一体の概念に変容したものではない。両者の区別は国民国家である以上、厳然と存在するものであり、人種差別撤廃条約1条2項に規定する「市民と市民でない者との間における区別、排除、制限又は優先」に該当するもの。当然のことながら、人種差別撤廃条約1条2項の通り、国籍による区別は憲法14条1項の差別事由には当たりえない。曖昧な用語使いによる混乱は不毛なので、誤りのない法的根拠を明示した資料として下さい。

- ・ 意見書提出権を巡る議論。

地方議会の意見書提出権に擬えるのであれば、その構成員たる議員を選挙する権利を有する国民に投票資格を限定しなければ整合性が取れない。

- ・ 代表機関の関与について。議会は議会として提案も決定もできる仕組みがあるのだから、それでは不十分で住民が提起せざるを得なかった課題に対しての議会の意見表明はあり得るが、拒否することができる仕組みにしてはならないということは、全員一致していた。当然のことであり、このことは市としてまず踏まえてほしいと思いました。

- ・ 住民投票制度は自治基本条例に基づいて必要だとして設置する制度だから、予算上、義務的経費であるという指摘もなるほどと思いました。

- ・ 市長の関与について。どの段階でも同じように関与できる設計で良いのか？という問題提起があり、大事な点だと思いました。住民投票に付することが適当でない、と市長が拒否するのは、最初の申請時に限るのが良いと思います。

- ・ 成立要件に絡めて、ボイコット運動を擁護する観点から投票率を成立要件とすべきだと座長が発言していたが、自治基本条例の根本的な意義を理解していないのではないかと疑問を感じました。一党独裁に陥る危険もあるお任せ政治になることを避け、健全な民主主義社会を築くために自治基本条例が果たす役割を大切にしてほしいと思います。投票しない人全員が、座長の言うように、

この問題は議会に任せて住民投票にかけるべきではないと考えて投票しないわけではない、単に関心が無い、または投票に行きたいが行けなかった場合もある、というのは、選挙に行かなかった人全員がこの選挙を行うことに反対だから行かないわけではないのと同じ、という指摘が出されたが、その通りだと思います。選挙でも投票率が5割に満たなければその選挙は不成立とはなりません。

- ・ 対象事項について。旧市案の第1項を削除して市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接意思を確認する必要があると認められるもの、だけで良いということで皆さん納得していましたが、私もそれで良いと思いました。
- ・ 投票資格者について。判例を資料として出されたのは参考になりよかったです。世界的には外国人と一括りにせず2重国籍も認める、その国で生まれたら国籍も取れるのが当たり前になっているし、日本でも親戚や知人が外国籍になった人は見回せばそれなりにいるのではないのでしょうか？ 私の姉も姪たちも、従姉も外国籍になりましたが、外国人をそんなに排斥せずに過度な警戒心を持たず、国籍にかかわらず法制度的に住民であると定義される人たちが同じように住民投票に参加できる制度になるのが良いと思います。
- ・ 住民投票条例は違憲違法の問題はなく、立法政策の問題であることは有識者会議の共通認識である事をまとめてきちんと確認して下さい。
- ・ 住民投票は住民の意思をルールに基づいて賛否二者択一で問うて数として明確にすることに意義があります。ほとんどの実例がそうであるように、異議申し立てとして使われる制度です。イニシアティブは提案の内容が様々で二者択一にそぐわないのです。制度は使われる実態に相応しく設計してほしい。
- ・ 2017年から2022年の7年間で42件もの多くの住民投票請求がありました。うち2件は常設型で投票が実施されましたが、40件の内30件は条例案が議会で否決されました。大変な署名活動をして住民投票を求める住民の声を議会が無視するのは議員の奢りではないのでしょうか。住民投票を求める住民の声は全国で続いています。議会で否決されて、せつかくの署名が無駄にならないように常設型住民投票条例が必要と思います。
- ・ ボイコット運動について、投票資格者が自発的に考えた結果、投票しないという選択をしたならともかく、ボイコット運動は積極的に投票のボイコットを働きかけるもので、不成立を目論むものです。住民投票は反対運動に本質があるのではなく、住民が考え参加する民主主義の実践にあります。賛成の人も反対の人も、両方が住民の意見を聞いてみて、と署名集めをしてもいいのです。投票するのは義務ではなくとも、同じ市の住民が一生懸命取り組んでいる問題に自主的に耳を傾けて欲しい。ボイコット運動は、市民自治を台無しにする行為です。

- 議会の関与は制度としては不要です。住民投票請求に至るまでに議会や長に様々な働きかけをした末の住民投票なのです。議会の決定は全会一致であれば別ですが、議会はそれぞれの意見があるわけで、条例上の制度としてではなく、それぞれの立場で意見を発信すればよく、制度に組み込む必要はありません。常設型に反する可能性もあります。シンプルな設計がいいと思います。
- 対象事項は、不適切なら署名は集まりませんから、住民に任せましょう。但し、請求署名を資格者の4分の1とは馬鹿げた高い設定です。委員は署名を集めた事がありますか？ ビラもまけないマンション、閉ざされた扉が多くなっている武蔵野市で、働く普通の市民が頑張れば達成できる数字にして下さい。
- 投票資格対象者についての議論。外国人を含めるかについて、ある委員は違憲という判例はないので含めることに問題はないようにさらっと言って、他の委員もそこに言及しなかった。この場面の発言内容を再確認して、ここへ意見を書きたかったが、その手段がないことが非常に残念。(議事録を待つまで、この意見フォームは開かれておらず、やはり録画の公開は必要だと感じる。朝いきなり資料をアップし判例を資料としていたが、それを読み込む時間もないのに、懇談会翌日に意見を締め切る、というのはあまりにも横暴だ。)
- 投票資格者を18歳以上としていることについての議論が全く抜けていることに愕然とした。他市では、そういう事例があったはずだが。子どもにも関係する投票内容であった場合、子どもの意見を聞かない制度でいいのか。武蔵野市には、子どもに意見を聞く、という「子どもの権利条例」が先に施行されている。これを無視した住民投票制度は、おかしいのではないか、と感じた。
- 武蔵野市が「定住外国人」という言葉を独自に作った、という話が衝撃的だった。なぜ大した思慮もなく、勝手に作ったのか。そのことの反省もないのか。今回の資料では、当時、外国人「参政権」とみなされたから、と「参政権」についての資料をあげているが、自分たちがオリジナルに言葉を作って混乱させて、「参政権」という言葉については、これだけの資料しか見つからなかったとマウントをとるような資料作成をするというのは、正直、公正な資料提供ではないと感じました。偏った資料を作って、有識者懇談会を誘導していきたいのでしょうか。
- 外国人を含めるかどうかの議論をしないのは、なぜでしょうか。違憲とは言われてない、と妥当性を述べていた委員がいましたが、合憲であるという判断もなされていないように思います。それを、一地方自治体が、条例に含めてしまっているのかを議論してほしかったのに、あえてこの席で論じることを避けたのか、なのに、議事録には外国人を加えることに異論がなかったような事実を残したいのか、作為的なものを感じました。あまりにも議論がなく静かに過ぎたので、気持ち悪かったです。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 議会の意見表明はあっても良い。投票に付される請求事項について、議会の立場からの見解は市民が熟議し投票判断する為の材料になるから。ただし、予算議決までの権限を認めるのは良くない。事実上の拒否権に類するから。義務的経費と考える方が良い。
- ・ 成立要件という定義自体がなくても良いのではないかと、委員の意見は斬新で良い。ただし、投票率や得票率の多寡にかかわらず公表を必須とするならば、
- ・ 対象事項該当性（あるいは除外規定）は基本的に極力シンプルで形式的判断になじむ方が良い。市長による恣意的な拒否権の乱用につながりやすくなるから。
- ・ 委員曰くの「除外規定をゆるくしすぎると国籍との関連でリスクが生じやすくなる」という意見は、具体的にどんな事例をイメージしたのか。

- ・ 「対象事項を市内の事項に限定して投票資格を外国人に広げるか、対象事項の範囲を緩くして投票資格を日本国民に限定するか」という投げ掛けは、今後の議論において中心的な論点となろうかと存じます。

事務局は、この投げ掛けに従って資料を作り直すべき。なぜ、両者の相関関係を殊更に無視しようとするのか。

有識者会議を恣意的に運営しようとする事務局の姿勢に対する異議申し立ての陳情が、市議会に提出されているので添付します。

住民投票制度をめぐる対応に関する陳情（陳受第24号）

令和5年7月4日から始まった「住民投票制度に関する有識者懇談会」は設置要綱の制定前に委員の人選が実質的になされるなど手続に関して重大な瑕疵が存在していると言わざるを得ず、本件については市議会総務委員会でも委員から問題提起がなされたところです。加えて、事務局である総合政策部は私どもが提出した陳情及び署名総数を委員に提供した資料から除外するなど十分な情報提供をせず、新村とわ委員による事実に基づかない発言を招いたことを深く憂慮しています。

武蔵野市議会は令和4年6月23日に「自治基本条例第19条の削除は必要ない」、「住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際に改めて検討する」という方針を示されました。松下玲子市長は懇談会について住民投票制度の確立を目的とする旨を表明しており、時期や内容は未定とはいえ、いずれかの時期に住民投票条例案が市議会に上程されることは明らかです。執行部は令和3年12月の市議会に住民投票条例案を唐突に提出し、各議員の皆様におかれましては短い間で結論を出さなければならず、大変悩み抜かれた末に採決に臨まれたものと拝察いたします。

逆説的ではありますが、ネットなどを通じて全国的な騒ぎとなり、テレビなどでも報道されたことで武蔵野市が住民投票条例を制定しようとしていることを知った住民は少なくありません。否

決から2年弱、住民投票制度が必要か否か考える住民が増え、冷静に議論できる土壌が生じつつあると思料いたします。執行部は住民投票制度を住民参加の一環と位置づけていますが、そうであるならなおさら、論点整理に当たり、まず住民の意見を聞くことが最優先であるべきです。私どもは有識者懇談会に住民の意見を聞く場を設けるようお願いしてまいりましたが、残念ながら御検討すらいただけない状況です。二元代表制の一翼を担う市議会の皆様には、改めて執行部に住民意見を聞くよう働きかけていただくとともに、議員が住民から意見を聞く場、ひいては住民と議員、住民同士が議論して相互理解を深める機会を設けることも御検討いただきたく存じます。以上のことより、武蔵野市議会に対し、下記事項について陳情いたします。

記

住民投票制度に関して、有識者懇談会などの場で幅広い住民の意見を聞く機会が設けられるよう執行部に働きかけるとともに、議員が住民の意見を聞いたり、住民と議員、住民同士が討議したりする機会を設けるべく検討すること。

- ・ 市の担当者が資料を良くまとめてくれて充実した内容になっていて感心しました。
- ・ やはり、動画の公開を行ってほしい。委員の意見について、ここで意見を述べたくても、それをきちんと確認する手段がない事が非常に残念だ。
- ・ 今回の市長選にも、4300万円以上の予算が組まれている。たった一度の住民投票でどれだけのお金がかかるのか、それも考えずに「諮問型の制度だから」と税金を湯水のように使うような発言を聞いていると、この会議自体にも我々の血税が使われているのに、傍聴者は無償でこの場にいるのに、と本当に腹立たしい気持ちになる。
- ・ 投票内容によって、投票資格者を決められるような条例の方が、本当の意味での住民の意見が聞けるはず。常設型を作ることの難しさを、議論を聞くたびに感じている。
- ・ 事前に有識者の方に資料を見てもらっていると思いますが、いつ、ご覧になっているのでしょうか。それを次回、事務局から明確に説明して欲しいです。
(事前、というのはあまりにもあいまいです。当日、会場の前で見せても「事前」になってしまいます。)
- ・ 「市民自治」の話が、こんな1会議室で語られてそれを市民が共有できないのはもったいないです。早くオンライン傍聴できるよう、次の市長には頑張ってください。
- ・ 有識者懇談会を聞けば聞くほど、いろんな意見を市民同士が納得いくまで討論できる方がいいのに、なぜ投票で賛否を決めることに重きが置かれているのか、本当に謎です。傍聴アンケートでは、住民投票を大絶賛してる方もいますが、正直、直接そういう方の意見を聞いてみたい。それが市民意見交換会になるのでしょうか。今からとても楽しみです。

- ・ 住民投票は地方自治体の住民が、地域全体に関わる住民の要求に関して、選挙で選ばれた代議機関と行政機関行政機関つまり議会や市長ではなく、住民が直接に決定に関与しようとするものです。そもそも、常設型住民投票は議会の意向に左右されないで、あるいは無視して提起できるところに基本的な意義があります。はじめから、あるいは途中から、議会や首長の意向を慮って、あるいはそれを前提として制度設計やその運用の過程を考えるのは常設型の意義をないがしろするものです。間接民主制を基本としつつ、なぜ直接民主制を組み入れるのかその意義を十分理解することが肝要と思います。

- ・ これまでの有識者懇談会での、住民投票資格者はだれかをめぐっての議論では、日本国籍を持つ住民が、外国籍の人々をそれに加えるかどうかを決めることができるという前提で議論されている。私はこのような前提で議論していることがまずもって問題であると思う。

本市の令和3年度旧条例案(この案は非常によく調べ考えられていると感服しています)では、「投票資格者」に日本国籍を有する日本人と「定住外国人」(以下外国人)をあげ、そのなかに①中長期滞在者と②特別永住者を含めた。①は仕事や留学で一定期間滞在する外国籍の人々、②はかつて大日本帝国の臣民として日本国籍を有していた「在日韓国・朝鮮人」とその子孫。いずれもすでに日本国政府の許可を得て滞在するあるいはしようとする人々である。問題はこの人々に「住民投票」に参加する資格があるかということである。

(1) まず、住民投票で言う「住民」とはだれか、地方自治法でいう「住民」には特に規定はない。例えば国籍を有する人々とかの規定はない。そこでここでは、日常使うときの普通の意味での「住民」を指すものとして、都市や農村の一定の地域に生活している人々として使います。今日この国の多くの地域では必ずといってよいほど、外国籍の人々、「定住外国人」がいて、生活している。すなわち「住民」といったとき、それにははじめから外国籍の人々は当然に含まれている。そしてもしそのように含まれないのであれば、非常に重大なことだから、その旨あらかじめ規定や説明が必要である。外国籍の人々は地方自治法にいう「住民」には入らないという説明や規定がないのに、それがいいことを当然のこととして議論を進めるのはいかになものかと考えます。「定住外国人」を含まないのであれば、その旨予め「住民」の規定に含まなければならない。しかしそれはこの国の法体系からして無理なのです。だから、市の総合企画課が旧条例案の議会での説明で、「外国人を排除する理由がない」言ったのは正しい。

(2) 人は誰でも特定の地域において生活しそこでの政治に影響を受けながら生きている。したがって居住地域の政治に参加する、権利を有する。住民投票権は地域住民の政治的権利すなわち参政権の一つである。参政権は国政でも地方自治体でも、選挙権、被選挙権も、年齢を除けば、基本的に差別はない。その人の出自はもとより、財産、思想信条などでの差別なく、一人一票の、平等で与えられる自然権である。行使するかしないかは個々の有権者の自由である。外国籍の人々も自分の思想信条、利害得失を考慮して行使される。外国人に住民投票権を与えたら一挙にその自治体の政治は外国に支配されるという政治家がいたが、現実を知らない被害妄想です。

(3) また旧条例案のように、定住外国人の住民投票権取得は日本国籍の人の地域からの転入と同じく本市転入3カ月後とすべきである。この点でも重視すべきは、資格条件が日本人と同じと

いうこと、権利は平等であることが大事である。この点で、外国人は日本語が十分でない、文化や歴史を知らないという理由で、移転後半年や1年や3年その他にすべきだという意見があるが、これは個々人の私的な感覚であってここで持ち出すことではない。そもそも、こういう意見の人は言葉の習得や日本の文化や歴史の知識の程度を試験でもして決めようというのだろうか。それにどんな、どれほどの意味があるのでしょうか、疑問です。日本語の言葉や文化・歴史について、もしかして在外定住者の方が勉強しているかもしれないです。そもそも、日本人も定住外国人も言葉や文化的知識などについてまちまちである、そういうまちまちを前提したうえで、自然権として、参政権である、住民投票権はあるのではないか。

補足

有識者懇談会にこれまでの出席で感じた全体的印象。細かいことに拘泥して、皆で考えるべき点では物足りなかった。法律や行政の専門家はどうしても細かいことに目がいき、基礎的本質的な議論ができないと感じた。もっと普通の現実に働いている人々で議論したらいいのではないか。最後に、松下市長は自己都合で逃げ出したが、ぜひあとの市長にも引き継いでもたらって議論を継続してもらいたいと思う。

- ・ 投票資格者についてですが、極めて重要なので議論に時間をかけていただきたい。
投票資格者について、執行部から御嵩町について「憲法第15条については争われなかった」というような主旨の発言があったが、判決文を見ると、以下のようになっている。
「控訴人らの主張する憲法上、国際人権B規約上、差別撤廃条約上及び地方自治法上の規定が定住外国人に住民投票資格を認めることを義務づけるものかどうかについて検討する。
① 憲法第3章に定める*基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ*ものであり、憲法21条1項の表現の自由は、その民主主義社会における重要性に鑑み、原則として、我が国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶと解される。しかし、本件のように住民投票を通じて意見表明をするという意味での表現の自由は、いわば投票権そのものであると解されるところ、このような投票権を認めるべきことを同条項が命じていると解すべき根拠はない。
② 次に、憲法上、地方公共団体の住民には、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権（憲法93条2項、地方自治法11条、18条、公職選挙法9条2項）及び地方特別法の住民投票権（憲法95条、地方自治法261条、262条）は保障されているが、他に、地方公共団体の政策について住民投票権を認めた根拠規定はない。
③ また、*憲法14条1項が規定する平等原則（平等権）は、人である以上平等に扱われなければならないという個人の尊厳に基づくものであるから、我が国に在留する外国人にもその保障が及ぶ*ものであることはいうまでもないが、*事柄の性質上、その取扱いに区別を設けることに合理性を有する場合には、その区別を設けることを禁ずるものとはいえないものと解するのが相当*である。そして、*公務員を選定罷免する権利を保障する憲法15条1項の規定は、国民主権の原理に基づくものであり、権利の性質上日本国民のみを対象とし、我が国に在留する外国人にはその権利の保障が及ばないと解され、また国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることを併せ

考えると、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権を保障する憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解され、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権を保障したものではない*。ただ、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいてその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人であって、特別永住者等その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する公共的事務の処理に反映させるべく、条例をもって、地方公共団体の区域内における住民投票等の意思決定手続過程に参加する措置を講ずることまで憲法上禁止されているものとまでは解されない(最高裁平成7年2月28日第3小法廷判決・民集49巻2号639頁参照)。しかしながら、このような措置を講ずるかどうかは地方公共団体の立法政策にかかわる事柄であって、憲法上このような措置を講ずべきことを命じているものと解することはできない。

④ さらに、住民の権利義務を定める地方自治法10条2項が、権利の享有と負担の分任における住民の平等を地方自治の基本原則としていると解されることは控訴人ら主張のとおりであるが、権利の享有と負担の分任における住民の平等が「法律の定めるところによる」とされていることも同条項は規定しているところであり、*同条項及び憲法94条が外国人住民の住民投票資格を認めて規定していると解すべき根拠はない*。

⑤ 最後に、控訴人らの、国際人権B規約25条、26条、差別撤廃条約4条(C)、5条(C)違反の主張は、地方公共団体の政策について定住外国人に住民投票資格を認めることを命じたものである旨の主張と理解できるところ、国際人権B規約、差別撤廃条約が国内法的効力を有するとしても、国際人権B規約25条にいう「すべての市民」(ever citizen)が、同規約26条にいう「すべての者」(All persons)と区別して、選挙権、被選挙権に代表される参政権の主体として用いられていることは明らかであるから、自国民のみならず、定住外国人にまで参政権を保障したものではないと解される。また、国際人権B規約26条は憲法14条と同趣旨の規定であるから、同規約が定住外国人に参政権を保障したものではないというべきである。次に、差別撤廃条約4条(C)、5条(C)の規定についても、前記と同様、定住外国人に参政権を自国民と同様に保障すべきである旨規定していると解することはできない。よって、いずれにしても、国際人権B規約25条、26条、差別撤廃条約4条(C)、5条(C)が一義的明白に、定住外国人の地方参政権なり、本件のような住民投票資格を認めるべき旨規定しているとはいえないのである。」

在留する外国人の方に対して、憲法第14条の平等原則に従って様々な権利については当然保障されるべきだと思います。

しかし、この判決でもある通り、参政権については憲法第1条の国民主権の原則に従い、憲法第15条で規定している通り、「*権利の性質上日本国民のみを対象*」としています。

御嵩町の判例は「憲法第15条」についても争っていないというのかもしれませんが、言及しており、とても重要なものと認識しています。有識者の方々はこの判決については十分ご理解されていると思いますが、第15条についても言及されていますので、この判例の内容についても有識者

懇談会にて熟議した上で、投票資格者について有識者の方々の見解をお示しいただきたいと思
います。

平成判決文（名古屋高裁）.doc（mitake.lg.jp）

<[https //www. town. mi take. lg. jp/sanpai/pdf/hanketu_nagoya. pdf](https://www.town.mitake.lg.jp/sanpai/pdf/hanketu_nagoya.pdf)>

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、
委員名については削除しています。